

東京 PCB 処理事業所における設備トラブル発生時の 事業部会・環境安全委員会への報告等について(案)

1. 主旨

現在、東京 PCB 処理事業所では、「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」（以下、協定と言う）に基づき、①天災その他による不慮の事故が発生した場合、②法令で定める基準を超える有害物質が外部に排出され、又は排出のおそれが生じた場合に東京都及び江東区に報告を行うとともに、その他のトラブルについても、JESCOの「環境安全トラブル連絡・公表ガイドライン」（以下、ガイドラインと言う）に基づき、自主的に報告を行っているところ。また、上記②、及び東京都又は江東区の指示により施設の運転を停止した場合には、運転を再開するに当たって、協定に基づき、東京都と江東区の意見を聞く又は承認を得ることとしている。

一方で、これらのトラブルについての東京事業部会・環境安全委員会（以下、両委員会と言う）への報告については、特段の定めがないことから、今回、両委員会への報告について定め、迅速かつ適確な情報提供を図るとともに、必要な助言等を頂くこととする。

2. 両委員会への報告手続き

根拠規定	トラブルの状況	JESCOの対応	両委員会への報告等（案）
協定第 12 条 第 1 項	天災その他による不慮の事故が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 東京都・江東区に、事故等の状況及び講じた措置を報告。 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに全体状況を整理の上で、速報を両委員会委員に報告[※]。 定例の委員会開催時に、トラブルの状況を報告。 (協定第 12 条第 2 項及び第 13 条に該当する場合を除く)
協定第 12 条 第 2 項	事故等が発生したことにより、法令で定めた基準を超える有害物質が外部に排出され、又は排出のおそれが生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> 運転を停止。 東京都・江東区に、講じた措置及び原因究明の結果を報告。 運転再開時、東京都・江東区より意見を聴取。 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに全体状況を整理の上で、速報を両委員会委員に報告[※]。 速やかに両委員会を開催し、トラブルの状況や原因・対策等を報告。
協定第 13 条	環境保全上支障があると東京都又は江東区が認め、処理施設の全部又は一部の運転を停止するよう指示した場合	<ul style="list-style-type: none"> 東京都又は江東区の指示を受け、運転を停止。 東京都・江東区に、必要な対策を講じた結果を報告。 東京都・江東区の承認を受けて、運転を再開。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転再開に関して助言等を求める。
ガイドライン	上記に該当しないトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに基づき、東京都に報告。併せて、江東区にも報告。 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに全体状況を整理の上で、速報を両委員会委員に報告[※]。 定例の委員会開催時に、トラブルの状況を報告。

※両委員会委員への報告項目は以下の通りとし、詳細は次ページに示す。

①トラブルの内容、②人身への影響、③環境への影響、④事業への影響

速報は、下表のトラブル速報で報告する。その後、正確な詳細が判明した時点で正式評価を実施し、定例の委員会等で報告する。

東京 PCB 処理事業所 トラブル速報 年 月 日

トラブルの内容			
発生場所・日時	場所：	日時：	月 日 時頃
人身への影響	3	2	1
環境への影響	3	2	1
事業への影響	3	2	1

人身等の影響などの評価には、その時点で判明している暫定評価を記す。正式評価では、変更となる場合がある。

評価(分類)基準表

評価 レベル	人身への影響		環境への影響	事業への影響
	暫定評価	正式評価		
3	人身事故・重大な労働災害（死亡災害、入院加療等）	人身事故・重大な労働災害（死亡災害、3週間以上の入院加療等）	事故等が発生したことにより、法令で定めた基準を超える有害物質が外部に排出され、又は排出のおそれが生じた場合	年度計画に影響が出るもの
2	休業災害又はPCB曝露に関するもの	休業災害（休業4日以上のもの）	排出管理目標値超過又はそのおそれが生じた場合	一時的影響で年度内には計画まで回復するもの
1	影響がないもの又は評価レベル3及び2に該当しないもの	影響がないもの又は評価レベル3及び2に該当しないもの	影響がないもの	影響がないもの

暫定評価：トラブルの発生後、速報として報告するもの

正式評価：正確な詳細が判明した時点で行う評価であり、定例の委員会等で報告するもの

なお正式評価では、人身以外に環境や事業の評価も変更される場合がある。

トラブル発生時等の報告に関する参考資料

1. 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書 (緊急時の措置)

第12条 丙（JESCO）は、処理施設において天災その他による不慮の事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに従って直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故等の状況及び講じた措置について甲（東京都）及び乙（江東区）に報告しなければならない。

2 丙は、万一、事故等が発生したことにより、法令で定める基準を超える有害物質が外部に排出され、又は排出のおそれが生じた場合は、直ちに処理施設の全部又は一部の運転を停止し、法令で定める基準を超える有害物質が外部に排出しないよう必要な措置を講ずるとともに、その原因を究明しなければならない。

3 丙は、前項の規定により講じた必要な措置及び原因究明の結果を遅滞でなく甲及び乙に報告するものとする。

4 丙は、処理施設の運転を再開するときは、あらかじめ甲、乙それぞれの意見を聞かなければならない。

(運転の停止及び再開)

第13条 甲又は乙は、処理施設の運転管理等について、環境保全上支障があると認めるときは、丙に対して処理施設の全部又は一部の運転を停止し、その原因究明を行うよう指示することができる。

2 丙は、前項の規定による指示を受けたときは、直ちに、処理施設の全部又は一部の運転を停止するとともに原因究明を行い、必要な対策を講じた後、その結果を甲及び乙に報告しなければならない。

3 丙は、処理施設の運転を再開するときは、あらかじめ甲、乙それぞれの承認を得なければならない。

2. 環境安全トラブル連絡・公表ガイドラインの概要

区分	行政への通報・連絡の方法	公表方法	対象事象
I	直ちに通報	速やかに当社のHPにて公表(必要に応じプレス発表)	PCB等法令で定める有害物質の施設外流出・排出、火災・爆発、施設の損壊、人身事故・重大な労働災害等
II	夜間・休日を問わず速やかに通報	1か月以内に当社のHPにて事象概要を公表	排出管理目標値超過又はそのおそれ等
III	平日休日を問わず昼間できるだけ早い時間に通報等	事業だより等で事象概要を公表	環境への特段の影響はないが、第三者に不安感を与える下記事象 ・PCB等有害物質の施設内漏洩(少量、セーフティネット内に留まったものを除く。) ・休業災害等

※ 区分Ⅲ未満の事象については、地元の所轄監督官庁の意向等も踏まえ、必要に応じ、各事業所が連絡・公表を行うこととする。